

令和 3 年 8 月 6 日

小金井市子ども・子育て会議  
会長 倉 持 清 美 様

小金井市子どもの権利部会  
部会長 水 津 由 紀

子どもの権利部会審議内容の報告について

本部会は、「のびゆくこどもプラン 小金井」施策の方向性 1－1 事業番号 1 重点事業「子どもオンブズパーソン」の設置のための検討を行い、鋭意審議を重ねてまいりました。

審議の結果を、別添のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

## 1 部会の役割

施策の方向性 1－1 事業番号 1 重点事業「子どもオンブズパーソン」の設置のための検討・審議を行う。

## 2 部会の審議状況

下記のとおり全 6 回の会議の他、自主勉強会等を開催し、審議した。

### ○ 子どもの権利部会会議日程一覧

第 1 回	令和 2 年 8 月 2 7 日	桜町上水会館集会室 A B
第 2 回	令和 2 年 1 0 月 2 2 日	市役所本庁舎第一会議室
第 3 回	令和 2 年 1 1 月 2 6 日	前原暫定集会施設 B 会議室
第 4 回	令和 3 年 3 月 1 日	上之原会館 集会室 A B
第 5 回	令和 3 年 7 月 6 日	オンライン
第 6 回	令和 3 年 7 月 2 7 日	オンライン

## 3 審議内容・結果

令和 3 年 3 月 2 4 日に提出した中間報告書に基づき、令和 3 年 5 月 2 4 日から 6 月 2 3 日に市が実施したパブリックコメントに寄せられた意見について別添 1 のとおり検討した。

この内容を反映し、「(仮称) 子どもオンブズパーソンの基本的な考え方(案)」を別添 2 のとおり修正した。

なお、今後の条例制定及び設置準備及び運営にあたって市に対し要望として、下記のとおり申し添える。

### (1) 条例制定にあたって

ア 条例案の公表や意見募集については、設置に向けたスケジュールに支障がない範囲で、対応を検討願いたい。

イ 本制度の名称については、委員の間でも様々意見が分かれるところであり、一定の結論を出すに至らなかったが、「子どもオンブズパーソン」という新たな役割を示しつつ、運用の中では愛称を使う等も視野に検討願いたい。

### (2) 今後の設置・運用に向けて

ア 子どもの最善の利益の実現のみに関心を払う第三者機関として、市民の信頼に足る機関であり続けるための姿勢について常に意識し運用していくこと。オンブズや調査相談員のスキル向上のためにも、年次報告会の開催や公開、定期的な研修、他市機関との交流な

どを検討すること。

イ オンブズへの相談方法については、子どもにとってやさしい受理の仕方（方法・時間・場所等）を運用する中でも柔軟に検討すること。

ウ 権利学習の方向性や方法等については、設置・運用する中で良好な協力関係の下実施できるよう、関係部署や関係機関等と丁寧に協議しながら進めること。

エ オンブズの行う「文化及び社会づくり」と行政の「子どもの権利の普及」の役割の違い等については、運用する中で、互いの活動の相乗効果から広く子どもの権利の普及を目指すこと。

オ 相談に基づく調査・調整活動の実施に際しては、本人及び保護者の同意を原則とする。しかしながら、オンブズが必要と認める場合には、同意なしでも調査・調整活動を実施できるようにする必要がある。その場合についても、子ども自身を傷つけることがないように対応すること。

カ リーフレット等の作成にあたっては、子どもの年齢や外国にルーツを持つ子どもなどに配慮し、わかりやすい表現を用いること。

キ 子どもから最初に相談を受ける調査相談員は、他自治体を参考に、専門性のある人材（資格や相談経験のある方等）とするのが適切であると考えらる。

#### 4 参考

子どもへのアンケート結果（別添3）

子どもの権利部会中間報告書（別紙4）

令和3年8月 日

(仮称) 子どもオンブズパーソンの基本的な考え方(案)に対する意見及び検討結果について(案)

市民参加条例第15条の規定による「(仮称) 子どもオンブズパーソンの基本的な考え方(案)」に対する市民提言制度(パブリックコメント)を実施した結果について下記のとおり公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、児童青少年課(市役所第二庁舎4階)、情報公開コーナー(同6階)、市役所第二庁舎1階受付、児童館各館、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センター、東小金井駅開設記念会館で公表いたします。

記

- 1 施策の名称 (仮称) 子どもオンブズパーソンの基本的な考え方(案)
- 2 意見募集期間 令和3年5月24日(月)～令和3年6月23日(水)
- 3 意見の提出状況 17人・60件
- 4 提出された意見と検討結果  
別紙のとおり
- 5 問合せ先  
小金井市子ども家庭部児童青少年課児童青少年係  
電 話 042-387-9847  
FAX 042-383-6577

寄せられた意見と検討結果（項目ごと）

※ 意見は項目ごととなっています。

項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果（案）
基本方針	<p>基本方針について                      オンブズパーソンの設置について独立性を保つ立場という考えに賛同しますが                      小金井市の市や教育委員会その他関係機関からの独立とありますが、どの機関にも属さないという意味でしょうか？他市の事例では市長の附属機関に置くなどして権限を持たせないと調査・調整・勧告などの実効性がないと聞いたことがあります。権限のある位置に設置してほしいです。</p> <p>①子どもオンブズパーソンをどこに位置づけするのか明記がない。独立性を持たせるために市長の附属機関にすべきである。</p> <p>①基本方針ももっともだと思います。まず、小金井市には子どもの権利条例があり、子どもの権利を尊重することが前提とされていなければいけないと思います。それを入れてください。そのうえで起きている権利侵害にどう対応していくか、その大きな役目として子どもオンブズパーソン制度はあると思います。</p> <p>①子どもオンブズパーソンをどこに位置づけするのか明記がない。独立性を持たせるために市長の附属機関にすべきである。</p>	<p>市としましては実効性のある権限を持たせるため、市長の附属機関とし、（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）（以下、「本原案」という。）に基づく本機関の設置条例を今年度制定する予定です。</p> <p>本原案の基本方針について、「市長の附属機関として」を追加し、「（仮称）子どもオンブズパーソンを市長の附属機関として設置します。」に修正します。</p>

	<p>P 1</p> <p>●オンブズパーソンとは？ という説明がない</p>	<p>本原案で使用している「(仮称) 子どもオンブズパーソン(以下、「オンブズ」という。)」の名称については、現時点での仮称の名称として用いており、子どもたちからの意見も参考に委員の名称について決定する予定です。</p>
	<p>・どこかにオンブズパーソンの由来、本来の意味の説明をいれるといい。カタカナ語でイメージしにくいのではないか。</p>	<p>由来や本来の意味の説明については、今後の周知する中で伝え方も含めて検討していきたいと考えております。</p>
	<p>●「公正かつ独立性と専門性のある立場から」 「かつ」でつないでいる前後の語が長さが違いすぎてわかりづらい。 改善案) 公正で、独立性と専門性のある立場から 又は 独立性と専門性があり、公正な立場から 等</p>	<p>基本方針については、1段落目でこういった制度であるのかをお示しし、2段落目で、オンブズが心掛ける姿勢をお示ししております。</p> <p>いただいたご意見も参考にしながら、例えば基本方針にある「公正、独立性、専門性」については、条例化する場合には同列配置とせず、別条に分けることも視野に検討するなど、今後の周知も含めて、よりわかりやすい表現での作成に努めていきたいと考えております。</p>
	<p>・ P1 基本方針①と②を交換し②そのために小金井市では①にしてはどうか。 権利侵害のことばのあとに ( ) 付きで (困りごと) を入れるとわかりやすくなるのでは。</p>	
<p>職務・責務</p>	<p>・子どもオンブズパーソンの「職務」に「子どもの権利の周知啓発を行い～」とあるが、職務としては否定するものではありませんが、この周知啓発に最も責任があるのは市(および担当課)であることを確認いただき、どこかに記載いただきたい。</p>	<p>オンブズの行う「文化及び社会づくり」と行政の「子どもの権利の普及」の役割の違い等については、権利部会でもご意見をいただいております、今後、運用する中で整理していきたいと考えております。</p> <p>詳細は、「広報・啓発・学習」の検討結果欄をご覧ください。 いただいたご意見も参考にしながら、今後、周知する中で伝</p>

<p>●職務及び責務 分りにくい。並べて書く必要があるか疑問</p>	<p>え方も含めて検討していきたいと考えております。</p>
<p>①調査相談員、または子どもオンブズパーソンが子どもの意思や権利を侵害した場合、もしくは約束（情報漏えい等）を違えた場合等の対応方法について記載がみあたりません。 評価やその場合の対応の検討はされているのでしょうか。</p>	<p>子どもの最善の利益にかなった解決に向け、解決の主体として子どもを中心に置いていくというアプローチ手法を採用することから、オンブズは子どもの権利等について見識がある者を配置する必要があると認識しております。</p>
<p>1. オンブズパーソンによる「調査・調整」に不誠実な事象が発生した場合に、それをチェックする機関が存在しない。実際に川西市で発生した学級崩壊事案に対して、子どもオンブズパーソンは子どもからの事実確認をせず、学校や教育委員会に提言を行っている。 このような重大な事案を防止するシステムを考えるべきである。例えば、調査結果については関係者に十分に説明して合意を得る、また、オンブズパーソンに一般市民を複数いれ、監視機能を高めるなどがある。</p>	<p>また、オンブズは、市内の子どもに権利侵害が起こっていないか確認するため、オンブズ自らの発意による調査権も持つこととなります。 オンブズは、行政をはじめ、どこからも監視、影響を受けない立場が必要であるということから、「独立した第三者機関」としての設置を検討しており、有効性を確保する上では、オンブズを監視する機能を条例上に明記するのではなく、例えば年次報告会のような形で市民と直接対話できる機会を設けたり、他自治体のオンブズとの交流等の中で、互いに研鑽を行うことが、ひいては子どもの安心感、満足度を高めることにもつながると考えています。</p>
<p>権利侵害やいじめ、虐待を受けているような逃げ場のない子どもにとって救いになる大事な機関になると思います。 こういった場合にここに相談したとき、それが原因でかえってより追い詰められることがないような配慮が大事だと思いますが、こういった対策をお考えでしょうか。</p>	<p>また、市の附属機関として設置した場合、調査相談員は市での雇用を想定しており、身分としては地方公務員となるため、情報漏洩等の信用失墜行為があった場合には地方公務員法等が適用されるものと認識しております。</p>
<p>そのほかについて 活動状況の報告以外にその活動を評価検証する機関が必要かと思いません。子どもの権利委員会のような第三者機関の設置を求めます。</p>	<p>市民に信頼されるオンブズであり続けるための方策については、運用する中で常に意識し、模索していくことが大切だと考えます。</p>

	<p>⑥「子どもの権利委員会」を立ち上げ、子どもオンブズパーソンをはじめ、子どもの権利条例に基づいたことに対する検証を行うべき</p> <p>2（仮称）子どもオンブズパーソンが有効に機能しているかどうかを検証する制度を追加してください。</p>	<p>オンブズが活動する中で最も大切にしている姿勢として、「子ども自身の考えをじっくり聴きながら、一番良い方法を一緒に考えていく」こととしておりますので、調査や調整活動等を行う際にも、子どもの思いを尊重した対応をしていきます。</p>
	<p>⑥「子どもの権利委員会」を立ち上げ、子どもオンブズパーソンをはじめ、子どもの権利条例に基づいたことに対する検証を行うべき</p>	<p>「のびゆく子どもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を子どもの権利に関する条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画としても位置付けており、子ども・子育て会議において検証することとしております。</p>
	<p>④「子どもの権利委員会」を立ち上げ、子どもの権利に関わる事への検証をきちんと行えるようにしてください。</p>	
<p>相談・申立て</p>	<p>相談申し立てについて</p> <p>すべての人とありますが子どもは18歳までと規定されています。相談の内容によっては19歳20歳になってもその相談が継続されることもあるかと思えます。そのような場合、相談が引き継がれることが必要かと考えます。</p> <p>子どもが、匿名でも困りごとや悩みごと等について相談できる仕組み・その解決への対応ができる体制がある、というのはとても良いことだと思います。</p> <p>子どもオンブズパーソンの基本的な考え方について、提示されている資料をよく読まないで、子ども本人以外の誰が、相談・申立て等ができるのか、よくわかりません。</p> <p>もちろん、リーフレット等は子どもが主体・子ども向けで構わないと思いますが、「子どもの権利を守りたい人なら誰でも」という原則が伝わらないのは、もったいないと思います。</p>	<p>「すべての人」とは、用語解説で説明しているとおり、「18歳未満の子ども（小金井市内に在学・在住・在勤）の権利の侵害に関して相談をしようとする人のこと」を指し、相談の主体としての対象は18歳までとなります。</p> <p>ご指摘の内容は市としても同様に認識しており、対象とならない子どもへの対応についても本原案に明記しております。</p> <p>周知等については、いただいたご意見も参考にしながら、よりわかりやすい表現での作成に努めていきたいと考えております。</p>

<p>調査・勧告等</p>	<p>調査・勧告等について  申し立ての内容によっては、調査が申立人以外の子どもに及ぶことが考えられます。その場合保護者の承諾などが必要になるのでしょうか？保護者の承諾を得られない場合でも、聞き取りができるようでない保護者によって拒否されてしまうことがないか心配です。</p>	<p>他自治体のオンブズでは、基本的には子どもや保護者の承諾を原則必要としながら、オンブズが必要と認めた場合には、承諾なしでも調査等を実施することが出来る旨規定されており、本市でも条例等で同様の規定を設ける予定です。</p> <p>いずれの場合も、本人や相手の個人情報や人権に配慮しながら、子ども自身を傷つけることのないよう対応していきたいと考えております。</p>
	<p>●文脈上や言葉使いの上で、修正した方がいい点  P 2 &lt;報告&gt;  ○（仮称）子ども……は、勧告や……行った「とき→際」、必要があると認めるとき「(追加) →に」は、…。  理由※ときが一つの文章に2つあるのが気になりました。</p>	<p>ご指摘のとおり、本原案を修正させていただきます。</p>
	<p>・民間福祉施設等は市の関係機関ではないが、市も補助金や運営委託金を支出していることから市と深い関係にあると認識します。このような市直営機関でない場合でも、市政および市が自治体としての責務に関連する事業を行う民間施設に対しては、調査の協力を「努力義務」ではなく「義務」と位置づけることをお願いします。</p>	<p>「市の関係機関以外」の規定には、国立や私立の学校等も含まれており、すべての施設に義務を課すことは、慎重に判断すべきものと考えます。また、民間福祉施設等との例示ですが、施設を限定列挙した際に、それ以外の施設は義務ではないからと捉えられかねないことも懸念しています。</p> <p>子どもの関係施設等については、子どもの最善の利益を共に目指すために、広報・啓発を通じた日頃からの理解を促すとともに、本制度の主旨を丁寧に説明しながら、積極的にご協力いただける関係性を築いていきたいと考えています。</p>

<p>広報・啓発・学習</p>	<p>広報啓発学習について          オンブズパーソンの役割は明記されていますが、勧告報告に倣って、市の関係各課の役割も明記したほうがいいです。          例) 市の関係機関は、この条例を広く知らせ、申し立てがしやすように努め、必要な施策を推進します</p>	<p>子どもの権利の普及については「小金井市子どもの権利に関する条例」第5条で市の責務として規定されております。また、「のびゆく子どもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」の中でも、事業の取組をあげております。</p>
	<p>③広報・啓発・学習において、市の機関が行うことを明記すべき。子どもオンブズパーソン側が行うことしか記載がない。          ⑤市内の学校・保育所・幼稚園などで小金井市の子どもの権利条例についての研修を行ってほしい。オンブズパーソン機関での相談は学校に関わることが多い。子どもの権利についての理解がなければ、問題の解決に繋がらないのでは。</p>	<p>オンブズの行う「文化及び社会づくり」と行政の「子どもの権利の普及」の役割の違い等については、権利部会でもご意見をいただいております。今後、運用する中で整理していきたいと考えておりますが、市かオンブズかのどちらか一方がという考えではなく、様々な角度、機会で互いの活動の相乗効果から権利の普及を進めたいと考えております。</p>
	<p>&lt;意見&gt;          1 「広報・啓発・学習」の項目          2 点目の項目として次のような内容を追加してください。          「学校や教育委員会、その他市内の子どもに関係する機関は、子どもの権利の啓発・学習活動を毎年行う。特に、学校や幼稚園の教師、保育園の保育士を対象とした研修を重視する」</p>	<p>学校における学習活動等については教育委員会とも協議し、良好な協力関係のもと実施できるよう、引き続き検討していきたいと考えております。          なお、今年度においては、児童青少年課で主催する「子どもの権利職員研修」について、保育園の保育士を対象とするほか、学校教職員を対象として実施を予定しており、子どもの権利を尊重する意識向上を目的として研修する予定です。</p>
	<p>③広報・啓発・学習において、市の機関や学校が行うことを明記すべき。子どもオンブズパーソン側が行うことしか記載がない。          ⑤市内の学校・保育所・幼稚園などで小金井市の子どもの権利条例についての研修を行ってほしい。</p>	<p>公立以外の保育園等についても、子どもの権利を尊重する意識向上のため、本研修の活用について課内で検討しているところです。</p>
	<p>子どもオンブズパーソン制度ができることは素晴らしいと思います。          ②小金井市の子どもの権利条例の普及啓発活動は不十分だと思います。</p>	<p>今後も、様々な方法で子どもの権利の普及に努めていきたいと考えております。</p>

	<p>子どもの権利がどういうものかを知らなければ、子どもは被害にあったとしても「自分が悪いからだ」と我慢してしまうことが多いと思います。オンブズパーソンだけでなく、小金井市として、子どもの権利そのものを学べるような研修を確立してください。</p> <p>⑤コロナ禍でいろいろ炙り出されている人権侵害や子どもの権利侵害。この機会をとらえて、参加型の企画を考えるなど、様々な市民が関心を持てるような工夫が必要だと思います。</p>	
	<p>また、市内全ての子どもに、この仕組みを説明してください。学校では授業時間を使って、全校生徒・児童に。その時には子どもの権利についてもしっかりと教えてください。</p> <p>この仕組みは、主権者教育にもつながると思います。ぜひ、「子ども議会」の設置も合わせて検討してください。</p> <p>オンブズパーソンの仕組みを通して、大人が子どもの問題に向き合い、一緒に解決まで伴走する存在だということを、子どもたちに伝えるようにしてください。</p>	
<p>その他 (調査相談員)</p>	<p>2.相談員の資格に関する記載がない。条件には十分に検討を重ね、一般市民を加えるべきである。</p> <p>調査相談員の役割が重要と考えます。ぜひ、子どもの権利への理解と子どもの声を聴くことにたけた方を採用していただけるようお願いいたします。</p> <p>②調査相談員は市職員？専門性があるのでしょうか？ 小金井市は児童相談所がない市だと思いますので子供の相談に対応実績が</p>	<p>オンブズの担う職務は、子ども自身に寄り添った解決による権利救済を目指すため、その活動にあたっては、オンブズの職務を補佐する職員として、調査相談員を配置する考えです。</p> <p>調査相談員においても、オンブズを補佐するにあたって、専門性（資格や相談経験のある方等）が必要と考えております。</p>

	少ないのではと感じました。			
その他 (お知らせ)	<p>●文脈上や言葉使いの上で、修正した方がいい点</p> <p>その他</p> <p>○</p> <p>○…………、市民に「お知らせします。→知らせます。」</p> <p>理由※ていねいすぎる!?表現より、直さいに、明確な行動を示す動詞を使った方が市民への強いメッセージになると思います。</p>	ご指摘のとおり、本原案を修正させていただきます。		
相談からの流れ (イメージ図)	<p>(仮称) 子どもオンブズパーソンの基本的な考え方(案)の3ページにおける相談から解決までのフローで以下の点の改善を要求する。</p> <p>3.相談から解決までの期限を明示する必要がある。理由は問題が発生し、被害者が現在進行形であるため、その心的負担を早期に解決するために、明記すべきである。</p> <p>4.調査を必要とし、緊急性があるものへの対応方法を明記する必要がある。</p>	<p>相談からの流れでお示ししているとおおり、子ども自身の望む解決方法とその手段は様々であるため、期限を示すことは中々難しいですが、迅速な対応が行える機関であると認識しています。</p> <p>現在進行形の心的負担については、継続的な支援の丁寧な対応の中で軽減を目指していきたいと考えております。</p> <p>なお、緊急性のあるものについては、児童虐待等の防止等に関する法律等に基づき対応するものと認識していますが、その場合も子どもの意思を尊重した対応を心掛けます。</p>		
	<p>P 3</p> <p>●相談から解決まで イメージ図</p> <p>相談→オンブズの自己発意とあるが、</p> <p>相談がなくても自己発意はできるのでは?と思いました。</p>	<p>「相談から解決までのイメージ図」は「相談があった場合の流れ」について説明しています。</p> <p>ご指摘のとおり、申立てがない場合においても自己の発意によって調査できることについては本原案の中で明記しております。</p>		
用語解説	<p>P5 基本的な問題点の提起になると思いますが…</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">子どもの権利</td> <td>……子ども自身が子どもの権利を身につけるこ</td> </tr> </table>	子どもの権利	……子ども自身が子どもの権利を身につけるこ	ご指摘のとおり、本原案を「子どもの権利を学び、自覚し、生かせるように」に修正します。
子どもの権利	……子ども自身が子どもの権利を身につけるこ			

……

とができるように…

●下線部は、かなり問題があると考えます、そもそも、「子どもの権利」は子どもが身につけるものでしょうか？この認識こそが「子どもが権利の主体」であることに無自覚な日本の文化!!の証とも言えると考えています。担当課や関係市民の皆さんのこの間の努力は尊重しますが、今いちど、「子どもの権利」とは何なのか、担当者間での十分な意見交換をお願いします。「人権」とは、産まれもって存在するものと近代では定義され、今だぼう大な人権侵害が横行する社会を改善するため、世界的にさまざまな取り組みがありますよね。

(●日本では、なかなか定着しにくい「人権意識」ですし、このところ先進国?!にあるまじき?!政治家たちの暴言が続き、がっかりさせられています… ひょっとして、市民のほうにも意識の低さがあるのではないかと…反省しきりです。)

↑これはあくまでも私見なので!!気にしないでください。

●まず、担当課と関係する委員の間で、子どもにとって「子どもの権利」は身につけるものかどうか、検討してください。

私は、産まれてくる全ての子どもは無条件でひととして=子どもとしての権利を持ってこの社会に現れる、と考えます。

ただし、その後の生育過程において出会う、あらゆる他者から「人権を持つひとりの個人=こども」として、尊重され、時に支えられなければ子ども本人は、自分が権利を持っていることを自覚できません。言いかえれば、権利を奪われている状態です。

●子ども自身が「あらゆる権利を本来持っているのだ、と自覚し、その権利を行使することで、困難を乗り越え、自己肯定的に生きていけるような社会を目指したいと考えています。その一歩として、オンブズパーソン制度創設に着手されたことは、大変意義深いと思っています。

	<p>●是非、上記の問題提起に応じていただき、「子どもの権利とは何か」の検討を深め、よりよい表現を産み出していただけることを期待します。</p>	
	<p>P 4 用語解説があるのは良いと思いますが、内容が難しいと思います。大人向けの内容ということであれば、この程度かとも思います。</p> <p>P 5 ●公表は、どのように行うのかわからない。公表の説明で公表すること、では説明にならないと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、本原案を「その機関名や要請内容等をお知らせすることを指します。」に修正します。</p>
<p>子どもへの広報（参考）</p>	<p>参考（子どもへの広報（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●何歳をイメージしているのか、難しいと感じた。</li> <li>●子どもオンブズパーソンとは、の説明がない</li> <li>●左側 こんなとき、困った 「いやがらせを受けた」は、子どもが使う表現ではないと思う。「いやなことをされた」とか？</li> <li>●右側 1 こんなとき、「困った！」 イラストは2人とも制服の子にするのではなく、私服の小学生もほしい。</li> <li>●2 相談する 2人とも泣いているイラストではなく、1人は困っている顔などが良い。</li> <li>●3. 解決に向けて一緒に考える 一緒に考えるイラスト 先生が、生徒にテストをさせてるようで、気持ちを聴いているようには見えない。</li> <li>●関係機関にも協力をお願いするよ</li> </ul>	<p>子どもへの広報については、引き続き、いただいたご意見も参考にしながら、よりわかりやすい表現での作成に努めていきたいと考えております。</p>

	<p>「関係機関」というのが難しくないか。</p>	
	<p>・「子どもへの広報」をみて少しホッとしたが、「安心して相談して」「いつでもどうぞ」メッセージと連絡先を入れる。</p> <p>「小金井市では」→「子どもオンブズパーソンでは」の方が良い。</p> <p>また、最後の子ども向けのチラシですが、一番上に小さく「秘密を守るよ」「名前を言わずに相談できるよ」とありますが、こちらは子どもにとって一番気になることであり、とても大事な事かと思うので、下のイラスト入りの説明のところでしっかりと伝える必要があるかと思えます。相談しても、大丈夫なんだという安心感が出る説明をお願いしたいです。</p>	
その他意見 (書式体裁)	<p>5. 文書にふりがなを振ると読みづらい。改善を望む。</p> <p>子どもオンブズパーソンの設置に向けて説明会の開催等感謝申し上げます。</p> <p>以下意見を述べさせていただきます。</p> <p>はじめに案についての用語解説が後ろについていますが、そちらを見て解釈することが書かれていないため一見して理解しづらいです。</p> <p>公表された「基本的な考え方」は総ルビが振ってありますが、使われている言葉がむずかしく、子供にはわからないと思います。</p> <p>小学校低学年でもわかる平易な言葉（やさしい日本語）を使って、子どもに説明してください。</p> <p>・全体的に内容がわかりにくい。</p>	<p>子どもにも読めるよう、ふりがなをふらせていただきました。今後とも、いただいたご意見も参考にしながら、わかりやすくなるよう努めていきたいと考えております。</p>

	<p>ルビをふったということは子どもにも見てもらうということでしょうか？だとしたら文章そのものをもっと簡潔にした方が良い。大人向、子ども向けと用意されるといい。</p>	
<p>その他意見 (条例化手続き・パブコメ)</p>	<p>今回、基本的考え方の説明会に参加しました。 その折条例制定のパブリックコメントについてないように伺いましたがぜひそこでも意見が言えるようにした方がいいと思います。子どもの権利の普及の一端となると思うからです</p>	<p>本原案が条例の原案となっていくことへの説明が足りず、申し訳ありませんでした。 オンブズ設置については、平成30年度に市議会で陳情採択がされ、市民参加による制度設計についても、ご意見をいただいております。 このため、オンブズ設置にあたっては、「のびゆく子どもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を子どもの権利に関する条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画として位置付け、学識経験者、子ども施設関係者や公募市民等が構成員となっている子ども・子育て会議において、子どもの権利部会を設置し、本原案について検討を進めて参り、部会員から、「市民や子どもたちからも意見を聞きながら作るべきである」というご意見もいただいたところです。  最終的には条例での附属機関の設置という組み立てにはなりますが、市民の皆様には、ほとんど決まった状態でお伺いするよりも、市の考え方の段階で、例えば条文で表現されない部分（条例ではなく規則等で定める部分や、子ども側からみた相談後の流れなど）を含めて全体をお示ししてご意見を伺う方が、いただいたご意見をより反映できると考え、今回、本原案の状態パブリックコメントを実施することといたしました。</p>
	<p>③子どもオンブズパーソン条例を作る時にもパブリックコメントを募集してください。</p>	
	<p>②オンブズパーソン条例を作るときは、市民参加にしてほしい ④条例の素案が出た時に、それに対してもパブコメを募集してほしい</p>	
	<p>3「子どもオンブズマン基本条例」等を策定するときには、市民参加の策定委員会を作り、パブリックコメントも募集してください。</p>	
	<p>子どもオンブズパーソン素晴らしいと思います。 オープンな場で市民の意見を聞きながら、子どもの利益を最優先にして運営する仕組みを整えてほしいです。</p>	
	<p>②オンブズパーソン条例を作るときは、市民参加にしてほしい ④条例の素案が出た時に、それに対してもパブコメを募集してほしい</p>	

		<p>条例の内容は全て本原案に則ったものとする予定であり、少しでも早く子どもを救済するために、早期にオンブズを設置していくにあたり、引き続き、本原案を検討してきた子ども・子育て会議やアドバイザーに意見を伺いながら、まとめていきたいと考えております。</p> <p>何卒ご理解くださいますよう、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>その他意見 (場所)</p>	<p>子どもオンブズパーソンの現実化にホッとしています。</p> <p>自分の子どもを通して他の子どもたちと接する中でその必要性をととても感じています。親や周りの大人のケアが足りずにその事を意識することも十分でない子どもたちがとても心配です。子どもオンブズパーソンの設置で少しでも子どもたちの負うものが軽減できればと思います。</p> <p>そして相談の窓口、これが大きな課題です。子どもだけで相談までたどり着くのはなかなか難しい、なにか常設の場所があるといいですね。街の外れではなく駅前交番のようなところ、いつでも子どもがかけこめるような場所ができますように願っています。そしてそういう場所を活用して子どもオンブズパーソンがその役割を十二分に発揮できますと子どもの問題も少しづつ変わっていくように思います。</p> <p>・この権利擁護機関はぜひとも、子どもが安心して対面で相談できるよう、通いやすい場所でありながらも、入り口への動線が目立ちすぎない配慮など、最大限の配慮をお願いいたします。</p>	<p>オンブズの活動場所につきましては、いただいたご意見も参考にしながら選定していきたいと考えております。</p>
<p>その他意見 (その他)</p>	<p>全体的に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●こどもの権利条例や、条約の何条の権利を実現するのか、記載を入れてほしい。</li> </ul>	<p>条文の記載については、構成上で検討していきます。</p> <p>また、リーフレットの作成に当たっては、いただいたご意見も参考にしながら、よりわかりやすい表現での作成に努め</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>●完成したときには、やさしい日本語でリーフレットを作成してください。 こどもにも、外国人にも分かるものを。</li> <li>●オンブズの設置自体は、歓迎しています。条例とオンブズ設置を誇りに思います。市民がもっと知り、子どもの権利を守るまちになるよう、ご尽力ください。 よろしくをお願いします。</li> </ul>	<p>ていきたいと考えております。</p>
<p>小金井市は不登校も 自死もとても多いです。 これは家庭はもちろん、幼少時代幼稚園保育園時代 公教育時代の教育から 変えていけると思います。 保育園 幼稚園時代は不登校はいないのに 小学校では少しではじめ 中学では クラスに 一人?二人くらいはいるのではないのでしょうか? それは 何故でしょうか。 家庭 担任・主任・学年の先生方・部活動の顧問 オンブズパーソンの 存在 すべてか <b>team</b> になり 空気感をしっかりと感じながら つくっていく 必要があります。 学校児童予算を減らし こちらに当てるのではなく、削減できるところ をしてこちらにあててほしいです。 小金井市は みえない闇に覆われているところがあります。 一見きれいにみえがちだけに子どもたちを取り巻く環境をしっかりと 感じ取るところからです。</p> <p>不登校の子が だれもが気軽に立ち寄れ 相談できる場作りが必要です。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、教育委員会とも情報 の共有化を図って参ります。</p>

<p>机で膝を突き合わせるだけでなく 遊びや気軽な会話だからこそ打ち明けてみようとおもうこともあるとおもいます。</p> <p>カフェのような場があったり、語り合える憩いの場があったり遊びながら打ち明けられるような環境づくりが できるといいです。</p> <p>紙面上で進めていくよりも実際に不登校だった保護者から意見を募ったり語り合うなかからヒントを見出し、しっかりと 力になるオンブズが必要とおもいます。</p> <p>見た目だけが素晴らしいではない現場に活かされるような場を市民と協力しあいながら作りましょう。</p> <p>市民の声を かきあつめ かたちに していけますように。 宜しくお願い致します。</p>	
<p>☆子どもの困りごとに子ども自身も相談し解決の方向に（救済）行こうとする子どもオンブズパーソンが小金井でも実施される方向となりうれしく思います。相談してみよう、そして相談して良かったと利用者が思えるようなところになるよう願っています。</p>	<p>子どもに受け入れられ、子ども自身が安心して相談できると思えるよう努めていきたいと考えております。</p>
<p>西東京市の子どもオンブズパーソンの取り組みも参考にしてほしい。世田谷区のオンブズパーソンの半田先生とも連携しているようです。西東京市は、三多摩地域の中でも小金井市と似たような状況にある。資料の URL を明記するので、ご確認いただき、子どもオンブズパーソンを どのように作っていくかの参考にしてほしい。</p>	<p>既の実施している自治体も参考にさせていただきながら進めていきたいと考えております。</p>

## こがねいし 小金井市における（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）

### 基本方針

- 公正かつ独立性と専門性のある立場から、子どもの最善の利益の確保及び子どもの権利の救済に取り組む第三者機関として、（仮称）子どもオンブズパーソンを市長の附属機関として設置します。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの権利を実現するために、子ども自身の考えをじっくり聴きながら、一番良い方法を一緒に考えていきます。

### （仮称）子どもオンブズパーソンの職務及び責務

#### <職務>

- 子どもの権利侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援等を行うとともに、子どもの意思を尊重した解決を目指すことで、権利の救済につなげます。
- 子どもの権利侵害を取り除くために、調査、調整、是正のための勧告等を行います。
- 子どもの権利の周知啓発を行い、子どもの権利を実現する文化及び社会づくりを行います。

#### <責務>

- 子どもの権利侵害の早期発見及び予防に努めます。
- 子どもの権利救済の過程で知り得た相談者の情報について、守秘義務を負います。その職を退いた後も同様とします。
- 子どもの権利の救済にあたっては、市の関係機関等と連携をとり、協力しながら、公正に職務を努めます。

### 相談・申立て

- すべての人は、（仮称）子どもオンブズパーソンに対して、すべての子どもの権利の侵害に関する事項について、相談や侵害を取り除くための申立てをすることができます。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、相談及び申立てがあった場合はこれを受理します。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、相談及び申立てを受理した事項が、市内に住所を有する子どもに係る事項ではない場合、または、市内の学校等に在学または在勤している市外在住の子どもに関するものであって、相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じた事項ではない場合は、適切な機関に引き継ぐように努めます。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、相談の継続支援過程において相談者である子どもが18歳以上となったときなどその他適切な支援機関がある場合は、その機関に引き継ぎます。

## ちょうさ かんこくとう 調査・勧告等

### <調査>

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、申立てに基づき、子どもの権利の侵害についての調査をすることができます。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、申立てがない場合においても、子どもが権利の侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき調査をすることができます。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係機関に説明、資料の提出を求め、または、実地調査をすることができます。
- 説明、資料の提出、または実地調査を求められた市の機関は、その要求に対して適切に対応しなければなりません。
- 説明、資料の提出、または実地調査を求められた市の機関以外のものは、その要求に対して可能な限り協力するよう努めなければなりません。

### <調整>

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、関係の再構築などの必要があると認めるときは、子どもの最善の利益に基づき相互理解を促し、子どもの権利侵害を取り除くために調整を行うことができます。

### <勧告等>

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くために必要があると認めるときは、関係機関に対して勧告や是正の要請、または制度改善を求める意見表明をすることができます。
- 是正勧告を受けた市の機関は、その是正勧告を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- 是正要請を受けた市の機関以外のものは、その是正要請を尊重し、可能な限り協力するよう努めなければなりません。

### <報告>

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、勧告や是正の要請を行った際、必要があると認めるときには、その措置への対応状況について報告を求めすることができます。
- 市の機関は、（仮称）子どもオンブズパーソンに対して、勧告や是正の要請等の措置への対応状況について理由を付して報告しなければなりません。
- 市の機関以外のものは、（仮称）子どもオンブズパーソンに対して、勧告や是正の要請等の措置への対応状況について理由を付して可能な限り報告するよう努めなければなりません。

### <公表>

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、必要があると認めるときは、勧告や是正の要請、意見表明及び報告（理由を含む。）の内容を、公表することができます。

## こうほう けいはつ がくしゅう 広報・啓発・学習

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、機関を身近に感じ、どんな悩みも安心して相談できるような機関の広報を行うとともに、市と連携・協力しながら、広く子どもの権利の啓発・学習活動を行います。

## その他

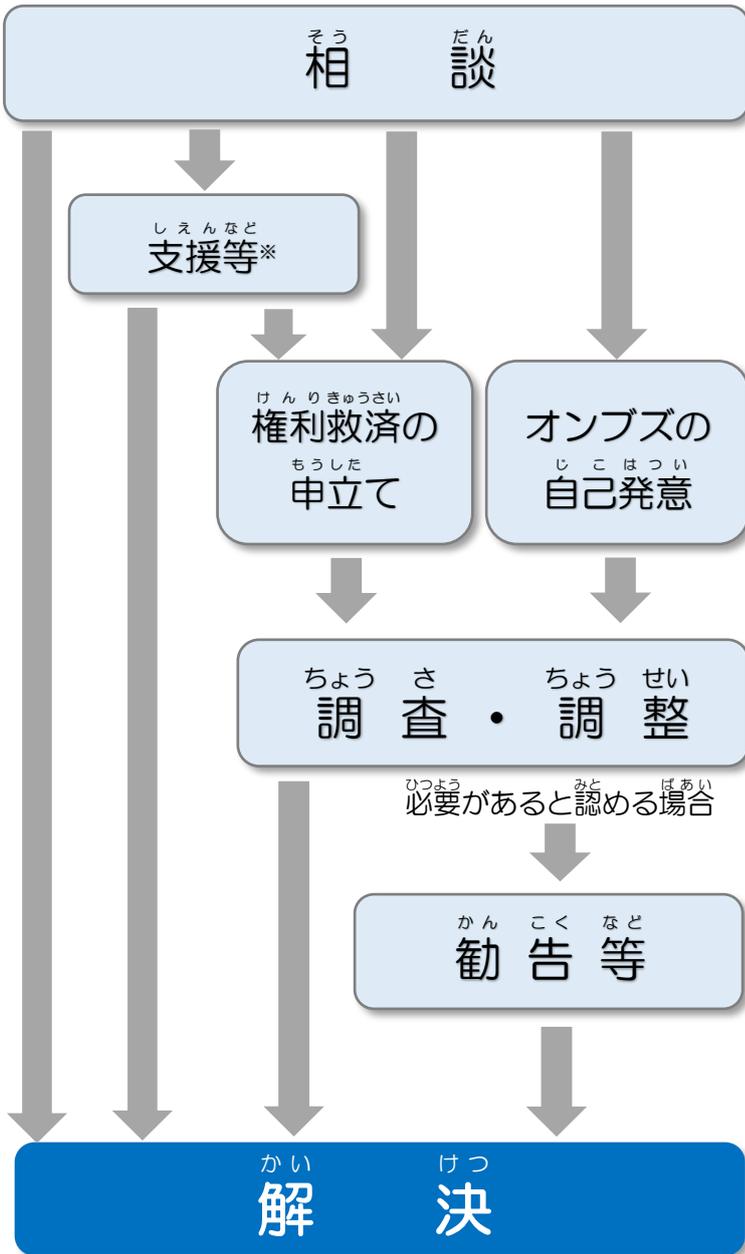
- （仮称）子どもオンブズパーソンの職務を補助するため、調査相談員を置きます。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に知らせます。

※裏面に、相談から解決までのイメージ図があります。

相談から解決までのイメージ

(仮称) 子どもオンブズパーソンは、子どもたちのさまざまな悩みについて相談を受け、必要な助言や支援等を行うことで子どもたちの救済に取り組みます。また、相談だけでは解決に至らない場合などは、救済の申立て等に基づいて子どもの権利の実現に向けて、調査や調整を行います。調査及び調整後、必要に応じて、勧告や意見表明等を行い、解決を目指します。

相談から解決まで



【なんでも相談できるの?】

(仮称) 子どもオンブズパーソンは、子どもたちのさまざまな「困った」を受け止めます。

また、子どもの同意のもと、子どもの権利の実現に向けて関係機関と調整を行いながら、子どもの希望に沿った解決を目指します。

【調査や調整ってどんなこと?】

相談だけでは解決できない場合には、申立てによる調査活動を通して、関係機関に対して説明や資料の提出を求めることによって事実確認を行います。

また、関係の再構築などの必要があると認める時や、当事者間で意見の食い違いがある場合等は、(仮称) 子どもオンブズパーソンが間に入り、子どもの気持ちを尊重しながら、子どもの最善の利益に基づき相互理解を促すことによって、解決を目指します。

【勧告って何をするの?】

調査の結果、必要があると認める場合には、関係機関に是正等の措置を講ずるよう勧告や要請、あるいは意見表明を行います。

※ 支援等・・・必要な助言や支援、調整などを指します。ここでの「調整」は、申立てに至らない相談支援の中で、(仮称) 子どもオンブズパーソンが間に入り相談者の立場への理解を深め、解決を目指すことを指します。

小金井市における（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）  
用語解説

用語	解説
独立性	市や教育委員会などの執行機関、その他の関係機関等から独立し、偏った考え方や立場を取らずに子どもの権利救済にあたるものとして位置付けることを言います。
専門性	子どもの権利を主眼に置いた相談業務などにおける経験、知識、能力などを言います。
子どもの最善の利益	「小金井市子どもの権利に関する条例」では、「子どもの最善の利益」を「子どもにとって最もためになること」と表現しています。子どもの最善の利益は、子どもに関するすべての措置に対して、子どもに影響を与えるあらゆる場面での判断、または行動の具体的な基準となります。
子どもの権利の救済	侵害された子どもの権利回復のために活動を図ることを指します。「小金井市子どもの権利に関する条例」では、子どもや親等から救済を求められたとき、又は子どもを救う必要があると判断した場合に、適切な措置をとることを定めています。
第三者機関	市や教育委員会などの執行機関、その他の関係機関等から独立した第三者としての立場をとる機関のことを指します。
一番良い方法	子どもの最善の利益を前提とした、子どもにとって一番良い解決方法のことを指します。
職務	「（仮称）小金井市子どもオンブズパーソン」が担う仕事のことを指します。
子どもの権利を実現する文化及び社会づくり	子どもを取り巻くあらゆる市民が子どもの権利を理解し、尊重することで、子どもを権利侵害から守り、子どもの健やかな育ちを市全体で支えていくまちづくりのことを指します。
責務	子どもの権利の保障や子どもの権利救済を進めるために、「（仮称）小金井市子どもオンブズパーソン」が果たすべき責任のことを指します。
申立て	子ども本人又はその関係者が権利侵害の救済の依頼をすることを指します。
すべての人	18歳未満の子ども（小金井市内に在学・在住・在勤）の権利の侵害に関して相談をしようとする人のことを言います。
調査	救済の申立てを受け、子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な関係資料の提出や説明を求め、事実確認の調査を行うことを指します。

ようご 用語	かいせつ 解説
ちょうせい 調整	かんけい さいごうちく などの ひつよう があると 認める 時や、とうじしゃかん いげん の 食い違い がある 場合 等に、「(仮称) 小金井市 子ども オンブズパーソン」が あいだ はいり、こどもの きもちを 尊重 しながら、こどもの さいぜん りえき もと 基づく そうごりかい うながす ことを 指します。
かんけい 関係の再構築	とうじしゃかん の これまでの 関係性 を 見直し、いち から 関係を 組み立て 直し、より 良い 関係に 改善 していく ことを 指します。
こどもの さいぜん りえき もと 子どもの最善の利益に基づく そうごりかい 相互理解	こどもの さいぜん りえき ゼンてい として、こども にとって 何が さいぜん の りえき であるのかを 当事者間 で 共有 し、お互いの 理解 を 深める ことを 指します。
かんこく 勧告	そうだん ちょうさ ちょうせい おこな かいけつ ばあい さいしゅうてき な 判断 として 発動 される 手法 の ことを 指します。ここで言う 「勧告」とは、いっぺん の 行為 を すること 又は しない ことを 勧める ことを 指します。
ぜせい ようせい 是正の要請	そうだん ちょうさ ちょうせい おこな かいけつ ばあい さいしゅうてき な 判断 として 発動 される 手法 の ことを 指します。ここで言う 「是正の要請」とは、悪い点 が あれば 改め、正しく する よう 指導 する ことを 指します。
せいど かいぜん もと める いげん 制度改善を 求める 意見 ひょうめい 表明	こどもの けんり しんがい きかんなど たい、その じょうたい や せいど かいぜん かいぜん として、(仮称) 小金井市 子ども オンブズパーソン」の かんが しめ 出す ことを 指します。
こうひょう 公表	かんこく ぜせい ようせいなど おこな 勧告・是正の要請等 を 行った にもかかわらず、なお も 子どもの けんり しんがい 改善 に向けた たいおう み られない きかんなど がある 場合に、その 機関名 や 要請内容 等 を お知らせ する ことを 指します。
こ けんり けいはつ がくしゅう 子どもの権利の啓発・学習 かつどう 活動	こどもの けんり について しみん ぜんたい が 理解 し、こども 自身が こどもの けんり を 自覚 できるように、様々な 手立て と 工夫 により、普及 啓発 に 努める ことを 指します。
ちょうさ  そうだん いん 調査相談員	「(仮称) 小金井市 子ども オンブズパーソン」の しょくむ を サポート する 人を 指します。なお、こどもの けんり しんがい に関する 相談 は、まず、ちょうさ 相談員 が 受け付け ます。
じ こ ほうい 自己発意	こどもの けんり しんがい が 疑 われるが、こども 本人 又は その 関係者 から けんり しんがい の ぎゅうさい いらい な ばあい (申立て が 無い 場合) に、「(仮称) 小金井市 子ども オンブズパーソン」が その けんり しんがい について 自ら 調査等 を 行う ことを 指します。